

佐世保市上下水道経営検討委員会委員 各位

2025年1月9日

市民による石木ダム再評価監視委員会

委員長 西島 和

石木ダム事業の特殊性をふまえた公正な再評価を実現するための要請

冠省

突然にご連絡差し上げます失礼をお許してください。

私たちは、石木ダムの公正な（適切な情報の公表及び説明にもとづく）再評価をめざすダム/ダム問題の専門家と市民からなる市民委員会です。（委員の経歴等は別紙プロフィールのとおり）

今年度の県による石木ダム再評価は既に終り、事業の完成工期が7年延長され、建設事業費は1.5倍に増額されました。それに伴う財源負担は佐世保市水道事業会計にも大きな影響を及ぼすことは必至です。

一方で、水没予定地において生活されている方々は依然としてダムの必要性について納得されておらず、このまま工事を強行すれば、13世帯50人の方々を力尽くで追い出す行政代執行は避けられず、民主主義国家としての日本史上、過去に例のない事態に至ることが予想されます。石木ダムの必要性についての十分な審議が尽くされてこそ、住民の方々の理解も深まり、最悪の事態が回避されることに繋がるかもしれません。そのような意味でも、今回の再評価はたいへん重要であり、今まで以上に公正な審議が求められています。

国土交通省の再評価実施要領には、「再評価の実施主体の長は、再評価に当たって事業評価監視委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする」と書かれ、その審議方法などにも言及しています。

貴委員会は評価監視委員会ではありませんが、「事業再評価に対する評価監視委員会の役割を持つ付属機関として条例により設置されたもの」（2024年9月17日水道局長答弁）であり、国交省の実施要領が示す審議方法に則って実施されるものと理解しています。

同要領の第6の4（審議方法）には、「審議方法は、各事業評価監視委員会が決定する。その際、審議の公開又は議事録の公表等により審議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性に応じた判断や技術的判断等が可能な運営となるよう配慮するものとする」と記されており、長崎県では「事業の特性に応じた判断や技術的判断のために、委員会の承認を得て、外部の専門家等の意見を聞くことができるものとする」と定めています。実際に、過去の委員会では委員から以下の発言がありました。

「今回議論させていただいて、我々の力不足というか、専門家ではないので、出された情報をどう読み取っていいのかとか、その辺に関しての能力がちょっと足りないなと思いましたので、今後検討する中において、ぜひ専門家を第三者として交えるなどして…」（2015年度県再評価議事録より）

「説明を受ける資料はすべて事業者側が出して、それで判断するとなっており…事業者が出した資料

に沿った結論にしかならない。こういう再評価委員会のあり方は、考えてもらわないといけない。いろいろなデータは公開して、ちゃんと伝えて欲しいと要求したい」（2004年度佐世保市再評価議事録より）

このような状況を踏まえ市民委員会は、昨年8月の長崎県による再評価に際して、長崎県に対し「15のポイント」を示して説明を求めました。残念ながら、県の再評価は「15のポイント」についての説明を欠いたまま終了しましたが、その後、大石知事は県議会において、私たち市民委員会に対し「必要な技術的なことについて説明を尽くしていく必要がある」と答弁し、現在、知事の答弁にもとづき、長崎県から説明を受ける日程等について調整をしているところです。

貴委員会におかれましても、ダム事業や水資源の専門家などの意見を聞き、技術的判断等が可能な運営を行っていただきたいと思います。

以上のことから、市民委員会は貴委員会委員各位に対して以下のことを要請いたします。

- ① 石木ダム再評価で検証されるべき「再評価のポイント」（別紙）のポイント③④は、「水道事業のため石木ダム事業が必要」かどうか、佐世保市の主張の根幹にかかわる事項です。国土交通省の公表する「水道カルテ」（[001851853.pdf](#)）によると、佐世保市の水道料金（月額4,195円）は全国平均（月額3,332円）より25%ほど高く、基幹管路の耐震適合率（25%）は全国平均（42%）より低くなっています。こうした状況で、石木ダム事業の継続が水道事業経営にどのような影響を及ぼすのか、適切な情報公開・審議を行ってください。

また、ポイント⑪⑭は、再評価の目的である事業の効率性を決定する事項ですから、これらについても適切な情報公開・審議を行ってください。

- ② 審議の際には、以下の専門家を招き、意見を聴いてください。

宮本 博司（元国土交通省防災課長＝ダム事業の専門家）

伊藤 達也（法政大学教授・水資源）

富樫 幸一（元岐阜大学教授・水資源政策）

以上、何卒よろしくお取りはからの程、お願い申し上げます。

お問い合わせ先

本要請につき、ご不明の点などありましたら、下記連絡先へお問い合わせください。
当委員会の委員から直接説明することも可能ですので、ご相談ください。

記

（委員長）

〒135-0032 東京都江東区福住 2-8-10-310 西島 和
TEL: 070-6642-9014 Email: izumi.nishijima.law@gmail.com

（事務局）

〒856-0806 長崎県大村市富の原 2-15-2 井上 敏彦
TEL: 090-7456-2929 Email: toto29@kd6.so-net.ne.jp

(別紙) 評価のポイント

◆治水：水害から住民の命を守る事業といえるか？

- ① 川棚川水系の治水計画の目標 400mm/24hを超える大雨が発生した場合でも、石木ダムで住民の命が守られるか
- ② 石木ダムの必要性は、
 - ・ 確率規模 1/100 (「100年に一度」) の降雨があると川棚川本川下流の「山道橋」地点に 1400 m³/秒の洪水が流れてくる (計画上の洪水流量)
 - ・ 川棚川支川の石木川に建設する石木ダムは、230 m³/秒の洪水をカットする機能がある (ダムの効果) という計算を前提としている。
 - ・ 治水計画の根本にかかわる下記疑問点の解明

疑問 1 昭和 22 年から昭和 60 年まで、川棚川流域内に雨量計が存在しなかったことから、川棚雨量を佐世保雨量×0.94 と設定して計画流量を計算しているが、実際は流域内に雨量計はあり、データも存在していた。治水計画の根本である計画雨量算定過程に疑義がある。

疑問 2 計画流量は、雨量から流量を算出する「流出計算モデル」をもとに算出されているが、このモデルの再現性について、石木ダム地点での検証がされておらず、再現性が適切に検証できていないのではないのか。

疑問 3 流出計算の過程を示すハイドログラフ (流量-時刻図) において、山道橋地点と石木ダム地点の洪水到達時間が異なっているのに、洪水ピーク時刻が同一なのは不可解である。ダムの効果に疑義が生じる。

疑問 4 洪水流量を算定する際に設定された小流域ごとのハイトグラフ (雨量-時刻図) が仮に、小流域ごとに降雨パターンを与えず、一様に佐世保観測所で観測されたのと同じ降雨パターン (計画降雨ハイト) を与えているとすると (県に問い合わせているが未回答) 実態と乖離した降雨を前提に計算されたことになり、ダムの効果が過大に算出されている可能性がある。

疑問 5 川棚川水系の河川整備計画において、計画の目標が石木川合流地点 (下流から約 2km) を境に上流では 1/30、下流では 1/100 とされているため、1/100 の降雨があると上流で氾濫することになる。この氾濫による洪水量の減少が、計画流量の計算において考慮されておらず、計画流量が過大に算出されている可能性がある。

◆利水：持続可能な水道を確保できるか？

- ③ 石木ダムの必要性は、
 - ・ 現在 70,000 m³/日である水道使用量のピークが、将来、100,000 m³/日以上に増大する (水需要予測)
 - ・ 水需要をまかなう水源は、77,000 m³/日しかない (保有水源)

という前提にたっており、これら前提に関する下記疑問点の解明

疑問 1 人口（行政人口）は 230,000 人（2024）から 146,000 人（2060）まで減少するという国の機関の予測があるが、佐世保市の予測は 202,000 人（2060）となっており、人口減少が水需要予測に適切に反映されていないのではないか。

疑問 2 水需要が増加する前提として、1 人 1 日あたりの水道使用量が 193 リットルから 211 リットルまで増えるとしていることは不合理ではないか。

疑問 3 水需要が増加する前提として、負荷率が 89.4%（2018）から 80.3%（2029）まで下がると設定されていることは、節水機器の普及で負荷率が 90%程度となっている全国的な傾向を無視していて、不合理なのではないか。

疑問 4 水需要が増加する前提として、将来的に有収率が低いままとされていることは、管路の適切な維持管理という観点から不適切なのではないか。

疑問 5 計画上の工業用水の使用量の年間ピーク（計画一日最大給水量）の算定にあたって、ハウステンボス（中水道や地下水も利用している）と大口造船企業について特別な負荷率を設定していることは合理的か。

疑問 6 石木ダムの効果について、佐世保市は、「佐世保市の慢性的な水不足問題が抜本的に改善される」と説明するが、10 年に 1 度程度の渇水に対応する水源はすでにあるから、説明は誤りではないか。

疑問 7 石木ダムは、1978 年や 1994 年のような異常渇水時には貯水量が著しく低下し、水源として機能しないのではないか。

疑問 8 佐世保市は、保有水源のうち、慣行水利権の 3 施設（三本木取水場、四条橋取水場、岡本貯水池）を「不安定水源」として保有水源から除外し、「石木ダムが必要」としている。しかし、これら慣行水利権は、河川法に基づく取水の許可申請行為を要することなく、許可を受けたものとみなされており、実態的にも過去の実績をみると、慣行水利権の 3 施設からは安定的に取水できており、これを「不安定水源」と評価して除外するのは誤りではないか。

疑問 9 慣行水利権の 3 施設は、佐世保市が「安定水源」とする許可水利権と相互に補完しあって佐世保市の水道を支えており、これを放棄する計画は、佐世保市の水道システムを崩壊させてしまうのではないか。

④ 水道事業の経営は維持できるか

給水人口は減少し、生活用原単位も上がらなければ、料金収入が減少するから、新規水源を開発しなくても、料金の値上げ（物価上昇や既存の施設の維持管理も含めて）をせざるをえなくなる。新規水源を開発し、石木ダムや導水施設等を新設することは、経営的に不可能ではないか。

◆地質：地盤の適格性の検討は十分か？

⑤ 石木ダム周辺の地盤は水を通しやすく（高い透水性）ため、遮水対策に膨大なコストが必要で

あると考えられるが、これらのコストは事業費に適正に見積もられているか。

- ⑥ 石木ダム周辺の地盤は水を通しやすく（高い透水性）、また、周辺の地下水位がダムの常時満水位より低いことから、ダムに流入した水が漏れてしまい、水道利用のための水が貯まらない可能性があるのではないか。仮に貯水池周辺全体において漏水対策を行えば、莫大なコストを要することとなる。

◆環境：環境への影響についてきちんと調査され、配慮されているか？

- ⑦ 環境影響評価（以下アセス）の手続きにおいて、住民への説明や公聴会の開催が十分に行われてきたか。
- ⑧ アセスの手続きに関する資料（各報告書、委員会の議事録、県知事や住民の意見書等）の情報公開は十分か。
- ⑨ アセスの結果を踏まえた環境保全措置は十分といえるか。
- ⑩ 工事中に生じた住民の環境保全に関する意見・不安などに対する県の対応はきちんとされているか。

◆費用対効果（B/C）：事業費にみあうだけの便益があるのか？

- ⑪ 事業費増額や工期延長によってもダムの便益（Benefit）が費用（Cost）を上回ることができるのか
- ⑫ ダムの便益を算定する前提となる洪水被害想定は、河川改修が進んでいない昭和 50 年の河川状態ではダムの便益が過大となる恐れがある。すでに河川改修が終了している現在の河川状況（粗度係数も変化している可能性あり）のもとで明確に算定するべきではないか
- ⑬ ダムの治水便益について、代表 9 洪水のうち、8 洪水では 1/100 洪水であっても被害は発生せず、唯一被害が発生する昭和 42 年 7 月洪水による被害想定だけで算定することは適正か
- ⑭ ダムの水道便益の算定において、令和 8 年の給水制限の日数を年間 293 日と想定し、以降 50 年間毎年同等の被害が発生することを想定していることは合理的であるか

◆地元の同意：住民の尊厳は尊重されているか？

- ⑮ 地元の同意を得られない状況が長年にわたり続いているが、その原因は何か。知事と地元の間で結ばれた「覚書」に違反した強制測量や強制収用など、県の手続の進め方は、地元の理解を得るに適切なものであったか。